

# 第 842 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 6 年 2 月 20 日開催

紫波町農業委員会



## 第 842 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 842 回紫波町農業委員会総会は、令和 6 年 2 月 20 日、紫波町役場に招集された。

- 1 開催日時 令和 6 年 2 月 20 日(火) 午後 1 時 30 分から 午後 2 時 28 分
- 2 開催場所 紫波町役場 201 会議室
- 3 議事日程
  - 日程第 1 議事録署名委員の指名
  - 日程第 2 会期の決定
  - 日程第 3 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について  
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について
  - 日程第 4 議案第 1 号 農用法第 3 条の規定による許可申請に対する許否の決定について
  - 日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について
  - 日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について  
(議事参与)
  - 日程第 7 議案第 4 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について
  - 日程第 8 議案第 5 号 農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認について
  - 日程第 9 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について
  - 日程第 10 議案第 7 号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定について
  - 日程第 11 議案第 8 号 令和 6 年度 紫波町農作業料金の標準額の決定について
- 4 出席委員 (11 名)

1 番 蒲生庄平 君	3 番 大沼仁志 君	4 番 鈴木芳勝 君
5 番 山田 讓 君	6 番 佐藤武士 君	7 番 菅川 正 君
8 番 高橋伸夫 君	9 番 横沢一則 君	10 番 佐藤廣志 君
11 番 工藤姫子 君	12 番 岡市充司 君	
- 5 欠席委員 (1 名)

2 番 若菜千穂 君
------------
- 6 遅刻委員 な し
- 7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長	藤根あけみ 君
事務局次長	工藤 信吾 君
主任	横沢三重子 君

---

### ○事務局長（藤根あけみ君）

ただ今から、第 842 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。  
次第に沿って進めさせていただきます。  
最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（岡市充司君）

本日もご出席ご苦労様でございます。

今年の冬は暖冬と言われておりますが、このままで終わるはずもなくこれからの天候が心配されます。昨年同様の猛暑になるという人もいれば、平成5年同様の冷夏になると予想している人もいます。いずれにしましても我々農業者は穏やかな天候が続くことを願うばかりです。

水田活用交付金の対象として5年に一度は水稻の水張を実施することとされておりますが、この水張の確認は昨年秋になって発表されました。実質残り3年間のうちに実施しなくてはなりません。非常に農家は戸惑い、あるいはあきらめております。農水省は新たな政策について、次々と変更を加えておりますが、飼料や肥料、水道光熱費の上昇によりさらなる農家の農業離れを助長していくのではないかと感じられます。今、農業の現場は大きな緊張をもって仕事をしていることを彼らはよくわかっていないと感じております。

明日からは寒さも戻り、この時期らしい気候になるようですので、委員の皆様は引き続き体調管理に十分注意していただくようお願いいたします。

それでは本日の総会審議よろしくようお願いいたします。

○事務局長（藤根あけみ君）

ありがとうございました。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いいたします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は各項目についてご唱和をお願いいたします。

（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。欠席通告は、2番、若菜千穂委員であります。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

業務報告をいたします。議案1ページをお開きください。

（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第30条の2の規定により、議長において5番 山田譲委員、6番 佐藤武士委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長（岡市充司君）

日程第3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第2条第1項の規定により、専決処分した件数が16件ありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

報告第1号 農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出について

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案2ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約の通知が4件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

続きまして3ページをご覧ください。報告第2号、農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出が12件あり、専決により処理いたしましたのでご報告いたします。

（議案書朗読）

以上です。

○議長（岡市充司君）

以上で報告を終結いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案6ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定についてご説明します。

お手元に配布した農地法関係調査資料 1 ページからを併せてご覧ください。

(議案書朗読)

この案件につきましては、2月14日に開催された農地調整小委員会においてご審議いただいております。許可申請に対する許否の決定について、本会のご審議、よろしく申し上げます。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議していますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10番委員。

○10番（佐藤廣志君）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定について、農地調整小委員会での審議経過を報告します。

付議番号1番は、所有者が高齢で耕作できなくなったため、今まで管理をしていた親戚に売却をするものです。譲受人は農機具を所有しており、今までも草刈りなどの管理を行っていたため問題がないと思われます。

付議番号2番は、相続で農地を取得した所有者が耕作できなくなったため、兄に贈与するものです。譲受人は隣接する農地を耕作しており、耕作管理は問題がないと思われます。

以上につきまして、審査内容は調査書に記載されているとおりです。農地調整小委員会の審議では、原案のとおり許可すべきとしたものです。

以上が審議経過です。ご審議よろしくお願いいいたします。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案7ページをご覧ください。議案第2号、農用地利用集積計画（利用権設定）に

に対する意見の決定についてご説明いたします。

(議案書朗読)

以上の案件につきましては、2月14日の農地調整小委員会でご審議いただき、農業経営基盤強化促進法第18条に規定された要件を満たしていることをご判断いただいております。決定の上は2月26日公告予定です。よろしく願いいたします。

○議長(岡市充司君)

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10番委員。

○10番(佐藤廣志君)

議案第2号 農用地利用集積計画(利用権設定)に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番は、今までの耕作者が規模縮小をするため、規模拡大をしようとする農家に変更をするものです。利用権の設定を受ける■■さんは農機具も所有しており、息子と協力しながら農業をしていきたいという意欲もあり、耕作管理は問題がないと思われれます。

付議番号2番は、通作距離などの作業の効率化を図るため、近隣農家に耕作を依頼したものです。利用権の設定を受ける■■さんは、農機具一式を所有する地域の担い手であるため、耕作管理は問題がないと思われれます。

付議番号3番と4番は、同一者が利用権の設定を受けるものです。付議番号3番と4番はどちらもすでに、一部の農地を■■さんに耕作を依頼しており、今回追加で依頼するものです。利用権の設定を受ける■■さんは、農機具一式を所有する認定農業者であり、耕作管理は問題がないと思われれます。

付議番号5番は、農地の所有権が移転したことにより利用権の再設定をするものです。利用権の設定を受ける■■さんは、以前から当該農地を耕作している方であるため、耕作管理は問題がないと思われれます。

付議番号6番以降は、更新の案件でありこれまで同様、良好な耕作管理が期待できるものです。

農地調整小委員会では、今回の案件は、地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長(岡市充司君)

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画(利用権設定)に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、を議題といたします。本案につきましては農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に■番 ■■■■ 委員が該当していますので、本案の審議が終了するまで退席願います。

（■■委員 退席）

事務局の説明を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

議案第3号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定についての申請が出されております。併せて調査資料5ページをご覧ください。

（議案書朗読）

本件につきましては、農地調整小委員会において審議されております。同意の上は、2月26日に公告予定です。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、8番 高橋伸夫委員より審議の経過について報告願います。

7番委員。

○8番（高橋伸夫君）

議案第3号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、2月14日の調整小委員会での審議経過を、本日、小委員長代理が欠席でありますので私、小委員会の委員であります高橋から報告いたします。

当該農地は、所有者が高齢で耕作が困難となったため、農地を手放したいという意向から、■■委員が引き受けることになったものです。■■委員は地域の中心経営体で、今後も良好な耕作が期待できると思われま。

農地調整小委員会では、今回の案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件を満たしており、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

高橋委員より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第3号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君） ■■委員の復席を求めます。

（■■委員復席）

○議長（岡市充司君）

日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

議案11ページと併せて調査資料6ページをご覧ください。議案第4号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定についてご説明いたします。今回の案件は5件です。

（議案書朗読）

本案件につきましては、2月14日の農地調整小委員会でご審議いただいております。決定の上は2月26日に公告予定です。 本会のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10番委員。

○10番（佐藤廣志君）

議案第4号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番と2番の所有者は同一者となりますが、農業を廃業するため、農地を手放したいという意向から、近隣農地を耕作している方に購入を依頼したものです。

付議番号1番の■■さんは、生産組合の組合員であり機械等は生産組合に所有しているものを利用するため耕作管理は問題がないと思われま

す。付議番号2番の■■さんは、兼業農家ですが、土地改良事業に携わっているなど、地域の中心となる担い手であることから問題がないと思われま

す。付議番号3番は、譲受人はブドウを耕作するために当該農地を借り入れていたものですが、所有者が農地を処分したいとの意向で買い取ることになったものです。譲受人はすでにこの農地で耕作しているため、耕作管理は問題がないと思われま

す。付議番号4番は、所有者3名の組田ですが、所有者である■■さんは体調不良のため、農業を続けることが困難となり、組田の相手方である■■さんに農地を買い取ってもらうよう依頼したものです。譲受人である■■さんは自己完結型の農業をしてお

り、耕作管理は問題がないと思われま

す。付議番号5番は、所有者と耕作者の作業効率を上げるため、自宅付近にある農地の集約化を図るため、所有権の移転を行うものです。

農地調整小委員会では、今回の案件は地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきと

したものです。

以上が審議経過でございます。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第4号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第4号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第8 議案第5号 農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案13ページをご覧ください。

議案第5号、農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認についてご説明します。今回は新規3件、相対の利用権設定から農地中間管理事業に移行した更新案件が11件であります。

（議案書朗読）

本案件につきましては、2月14日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただいております。決定の上は2月26日に公告予定です。本会のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10番委員。

○10番（佐藤廣志君）

議案第5号 農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番は、機械の故障により全部の耕作ができないため、一部生産組合に耕作を依頼するものです。利用権の設定を受ける■■■■■■■■■■は地域の中心となる経営体であるため、管理は問題がないと思われま。

付議番号2番は、所有者が高齢で耕作できなくなったため、近隣農地を耕作している■■■さんが受けることになったものです。■■■さんは、農機具を所有している認定農

業者であり、耕作管理は問題がないと思われます。

付議番号 3 番は、所有者は町外に在住しており、通作ができないため近隣農地を耕作している■■さんが引き受けることになったものです。利用権の設定を受ける■■さんは、息子さんも農業の従事者となり、多少の余裕があるということから耕作管理は問題がないと思われます。

付議番号 4 番以降は、更新の案件で、これまで同様、良好な耕作管理が期待できるものです。

農地調整小委員会では、今回の案件は、地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 5 号 農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認については、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 5 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 9 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、をご説明します。議案 19 ページをご覧ください。また、別添調査資料は 11 ページからとなります。申請件数は 2 件です。内訳は所有権移転が 1 件、賃貸借によるものが 1 件となります。

（議案書朗読）

以上 3 案件につきまして 2 月 14 日に現地調査を実施しております。各案件調査書に記載のとおり農地転用に必要な要件は満たしていると思われますが、申請に対する本会意見の決定についてご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願ひます。

3 番委員。

○3 番（大沼仁志君）

議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について報告いたします。さる 2 月 14 日に松田委員、細川委員、事務局と現地調査をしてまいりました。

どちらも住宅地に囲まれており、他の農地への影響がある場所ではなく、転用に問題は無いと思われます。以上になります。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 6 号 農地法第 5 条による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 6 号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 10 議案第 7 号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

議案第 7 号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定について、ご説明いたします。議案 20 ページをご覧ください。

（議案書朗読）

本案件につきまして、農政小委員会でご審議いただいております。農政小委員長のご報告によりご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農政小委員会において審議しておりますので、横沢農政小委員長より審議の経過について報告をお願いいたします。

9 番委員。

○9 番（横沢一則君）

議案第 7 号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定について、農政小委員会の審議経過についてご報告いたします。

当該農地はかつてブドウ畑でしたが、相続予定者が植林を試みた後、死亡し放置されていたものです。現在は木が生い茂りブドウ棚は地元有志が撤去したそうですが、再生の見込みがありません。さらに畑のままでは土地改良区費が賦課され続けることになります。

農政小委員会では、当該農地について非農地判定をし、地目変更することが土地の適正利用として妥当であると判断いたしました。

以上が農政小委員会の報告となります。

○議長（岡市充司君）

横沢小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり。）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第7号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第11 議案第8号 令和6年度紫波町農作業料金の標準額の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

議案第8号、令和6年度紫波町農作業料金の標準額の決定について、ご説明いたします。議案21ページでございます。次ページに添付しております、別表の令和6年度紫波町農作業標準料金表（案）をご覧ください。

（議案書朗読）

本件につきましては、農政小委員会で検討した上で、紫波町農作業標準料金検討会で協議いただいております。説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農政小委員会及び、紫波町農作業標準料金検討委員会の意見を踏まえ、案を作成しておりますので、横沢農政小委員長より審議の経過について報告をお願いします。

9番委員。

○9番（横沢一則君）

議案第8号 令和6年度紫波町農作業料金の標準額の決定について、農政小委員会、紫波町農作業標準料金検討会での審議経過についてご報告いたします。

2月6日に開催された農政小委員会では、近隣9市町の標準料金等を参考にしながら、資材、燃料の高騰を標準料金に反映させることに配慮し、作業種別ごとに検討し原案を作成しました。その原案を2月9日に紫波町農作業標準料金検討会において委託者、受託者、学識経験者等16人で検討しました。

昨年と比べ、作業種別の項目に変更点はありませんが、本表が町の農作業料金の参考価格として関係者に適正に普及されるように、表の名称を「紫波町農作業参考料金

表」と改めることに決しました。

内容について、人力の部では、岩手県最低賃金の上昇率が大きかったことから、原案としては一般作業料金を5%引き上げ、940円と提案しましたが、検討会において県の最低賃金と同額とすべきという意見も出され、議論を重ねたところ、一般作業は概ね3%引き上げ920円とし、果樹の剪定作業とオペレーター作業は据置きということで意見がまとまりました。

続きまして、機械の部では、近年の燃料費高騰など世の中の情勢を鑑みた上で、全体的に約5%の引き上げを提案したところ、検討会では、全国的な燃料費及び資材の高騰も踏まえつつ、急激な引き上げに慎重な意見も出されたところです。その結果、概ね3%の引き上げとし、昨年大幅に引き上げた畦畔塗りは据置き、JA岩手中央が試算した田植作業箱苗は10円、およそ1.4%の引き上げ幅で同意されたところです。

以上が、農政小委員会、紫波町農作業標準料金検討会での審議経過であります。

○議長（岡市充司君）

横沢小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり。）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第8号 令和6年度 紫波町農作業料金の標準額の決定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第842回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時28分 閉会

紫波町農業委員会会議規則第 30 条第 2 項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員